

< 300 台以上フリート契約および販売用等自動車保険契約 >  
**企業分野自動車保険特約自由化について**  
- 個別企業ニーズに対応した多様な特約の開発が可能に -

平成 13 年 7 月 16 日

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）は、企業向けの300台以上のフリート契約について、お客様のリスク実態やニーズに合わせて各種の特約を柔軟に設定することが可能となる「特約自由方式」を9月1日より実施することになりましたのでお知らせします。

## 1. 特約自由化の概要

弊社では、300台以上保有する企業向け自動車保険フリート契約について、補償内容を自由に設計することが可能となる「特約自由化」の届出を行ない、9月1日始期の保険契約より適用が可能となりました。これにより、特約をお客様のニーズに合わせて、補償範囲の拡大はもとより、補償の範囲の縮小による保険料の合理化や、煩雑な保険手続きの簡素化などの設計が可能になります。

1998年1月に企業分野における火災（利益）保険、新種保険（賠償責任保険・建設工事保険等）について自由化の認可を取得し、お客様のリスク実態やニーズに合わせた各種特約の開発に努めてまいりましたが、今般企業向け自動車保険分野においても同様の対応が可能となりました。

弊社といたしましては、柔軟かつ多様な自動車保険をお客様に提供すべく、以下のような特約をご提供することにより、お客様のニーズに即した合理的な保険契約を提案していきたいと考えております。

なお、「保険業法施行規則」が改定されたことに伴い、10台以上の自動車保険フリート契約については、金融庁による認可制から届出制に移行しております。

## 2. 発売を予定している特約

今回の特約自由を活用し、弊社では以下のような特約を開発し、お客様向けに案内を開始いたします。

### (1) 担保範囲を拡大する特約

- ・車両事故の際の休車損害を補償する特約 等

### (2) 担保範囲を縮小する特約

- ・車両盗難事故を補償しないことにより、保険料の節減を図る特約
  - ・車両の風災事故を補償しないことにより、保険料の節減を図る特約 等
- 対人賠償保険に係る部分につきましては、被害者救済の観点から担保範囲の縮小に制限があります。

### (3) 保険金額・免責金額の多様化

- ・対物賠償保険の免責金額について高額免責の設定を可能とする特約 等

\* 上記の特約の他、ご契約者のニーズに応じたオーダーメイド型特約や、リスクマネジメントに役立つサービス等の開発を進めて参ります。

## 3. その他

自動車販売業者や駐車場業者等のモータービジネス関連の契約やレンタカー契約につきましても、特約につきましても、300台以上の自動車保険フリート契約同様、「特約自由化」の届出を完了しております。

また、特約以外の部分（約款・料率等）につきましては、10台以上のフリート契約同様、金融庁による認可制から届出制に移行しております。